かんとう保全ニュース

<TOPICS>

- 1. 梅雨や台風の前に点検を!
- 2. 今後の会議等の予定について
- 3. 保全実態調査が始まりました
- 4. 庁舎内の「手がよく触れるところ」の消毒について

令和二年夏号 2020年7月 国土交通省 関東地方整備局 営 繕 部

1. 梅雨や台風の前に点検を!

台風前・後は必ず点検を!

昨年度、関東地区を襲った台風は、大きな被害をもたらしました。

施設被害や第三者被害を起こさないためにも、不具合部分は早めに修繕し、台風の前には必ず施設の点検を行って下さい。

台風前の点検については、<u>2~3頁</u>に確認ポイントを付けましたので、そちらを参考に点検をお願いします。

特に、ルーフドレンの清掃を忘れると、 屋上の雨水が流れず漏水の原因となります。 点検時には忘れずに清掃をするようにしま しょう。 また、風が強い時の点検は危険です。必ず余裕をもって点検を行って下さい。

台風の通過後は、庁舎に破損がないか確認のための点検を忘れずに行って下さい。

かんとう保全ニュース(令和二年冬号) の台風15号、19号の被害事例と台風通過後 の点検も参照して下さい。





風水害に備えた留意事項

●施設の地域特性を把握しましょう

- ・施設の地域特性により対策が異なります。
- ・地域のハザードマップや過去の被害の確認。また、土砂災害や高潮といった可能性 も確認しましょう。

●施設が風水害の影響を受けやすい箇所を 把握しましょう

- ・風水害による脱落で公衆への影響の恐れ のある屋外の建築部位、設備機器や樹木は、 第三者への影響を考え、事前に修繕又は臨 時の措置を行いましょう。
- ・敷地内に飛散物が無いか確認しましょう。
- ・排水経路の確保のため、台風が近づく前に、排水経路にゴミが堆積していないか、 目詰まりを起こしていないか、ポンプが稼働するかなどの確認を行いましょう。
- ・地下階に、電気設備、重要倉庫がある場合、想定雨量により、止水板や防水堤の設置だけでなく、土嚢による臨時の措置などの浸水対策が必要です。

●天候の情報をチェックしましょう

・天気予報や地域の行政庁からの情報により、天候に関する情報をチェックしましょう。情報に応じて事前の 備えを行いましょう。

●台風通過後の点検も行いましょう

- ・不具合箇所の有無、破損状況等、施設全体を確認しましょう。
- 落下や倒壊の危険物はないか確認し、除去や立ち入り禁止等の処置を行います。
- ・浸水の被害にあったら、消毒を念入りに行い、風を通し、乾燥させます。
- ・安全が確認できるまでは、肌を露出しない服装でヘルメットや帽子等を着用し、点検を行いましょう。

●国土交通省への報告

・台風により被害が生じた場合、 「官庁施設の被災情報伝達要領 等」に基づき、担当の営繕事務所 等まで速やかに報告して下さい。



この確認ポイントは、「<u>平成27年5月22日事務連絡台風・豪雨時の国家機関の建築物における施設利用者等の安全確保について</u>」の別紙2を元に作成されています。

_____ 確認ポイント _____

部位	確 認 内 容	不良の場合の対応策
屋上	□ 防水層の浮き、はがれ、亀裂の有無	専門業者等へ補修を依頼
	ルーフドレン・といの堆積物、ごみの有無	推積物やごみを除去
	ロ トップライトの傷、 割れ、変形の有無トップライト	落下の恐れのある範囲の立入禁止の措置、 専門業者等へ補修を依頼
	ロ アンテナ、高置タンク、空調室外機等の機器、タラップ、手すり等の固定状況	落下の恐れのある範囲の立入禁止の措置、 専門業者等へ補修を依頼
外壁	口 仕上げ材の剥落、浮き等の有無	落下の恐れのある範囲の立入禁止の措置、 専門業者等へ補修を依頼
	口 といの破損、腐食、排水状況	落下の恐れのある範囲の立入禁止の措置、 専門業者等へ補修を依頼
	ロ シーリング材の破断、変形、損傷の有無	専門業者等へ補修を依頼
	ロ タラップ、 外灯等突出部分の 固定状況	落下の恐れのある範囲の立入禁止の措置、 専門業者等へ補修を依頼
外部建具	□ 建具及びその周辺からの漏水の有無	専門業者等へ補修を依頼
	ロ ガラスの傷、破損、サッシのすき間の有無	飛散防止処置、専門業者等へ補修を依頼
	□ 開閉作業状況、施錠状況	専門業者等へ補修を依頼
構内 配電線等	口 架空線、引込み線等と樹木との遠隔距離、 たるみ、損傷等の有無	専門業者等へ樹木剪定・補修を依頼
	□ 電柱、支持等の損傷、傾斜、脱落等の有無	付近への立入禁止の措置、 専門業者等へ補修を依頼
	マンホール、 ハンドホール蓋の 密閉状況、損傷の有無ハンドホール	蓋を確実に閉める、 専門業者等へ補修を依頼

部位	確認内容	不良の場合の対応策
自家発電設備	□ 本体からの燃料油、潤滑油の漏れの有無	専門業者等へ補修を依頼
	□ タンク、燃料ポンプ、配管の油漏れ、損傷等	専門業者等へ補修を依頼
	□ 燃料油量、動作確認	燃料不足分の補充、 専門業者等へ補修を依頼
照明器具	□ 非常照明の点灯状況	専門業者等へ補修を依頼
飲料用水槽	□ 周囲及び上部の状況から汚染を受ける 恐れの有無	専門業者等へ補修を依頼
地下階	ロ 排水ポンプの動作確認	専門業者等へ補修を依頼
	□ 排水槽の水位	専門業者等へ補修を依頼
ドライ	□ 排水槽内堆積物の状況	専門業者等へ補修を依頼
エリア	□ 雨水集水ますの蓋の固定状況、 ます内部の堆積物、ごみの有無	蓋を確実に閉める、堆積物やごみを除去
門•塀	固定状況、開閉作動状況、施錠状況、劣化損傷の有無	付近への立入禁止の措置、 専門業者等へ補修を依頼
	□ 傾斜、ひび割れ、はらみ等の有無	付近への立入禁止の措置、 専門業者等へ補修を依頼
屋外排水	□ 雨水排水ます、 側溝内部の堆積物、 ごみの有無 雨水排水ます	堆積物やごみを除去
	□ グレーチング蓋の目詰まりの有無	グレーチング蓋の掃除
樹木	□ 倒木の可能性の有無	付近への立入禁止の措置、 専門業者等へ樹木剪定・伐採を依頼
その他	□ 被害が発生した場合の応急措置用用具の有無	懐中電灯、ポータブルラジオ、 乾電池、ロープ、 ビニールシート、ビニール袋、 新聞紙、バケツ、雑巾、 工具等の準備

2. 今後の会議等の予定について

○BIMMS-N操作説明会

例年5月に開催していますが、今年度は、緊急事態宣言が発出されたため中止とし、説明会の資料を送付させていただきました。ご不明な点がございましたら、遠慮なく担当の営繕事務所等までお問い合わせください。

○関東地区官庁施設保全連絡会議、点検講習会

秋頃の開催を予定しております。



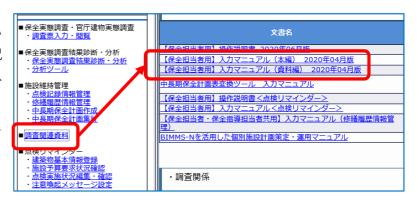
各会議の開催案内等は、開催1ヶ月前を目処に改めてご連絡させていただきます。

3. 保全実態調査が始まりました

∖力期間 5月25日(月)~ 7月31日(金)(第1 グループ) 6月 8日(月)~ 8月14日(金)(第2 グループ)

保全実態調査の(BIMMS-Nへの) 入力の際に判断しかねている項目はござい ませんか。今年度はBIMMS-N操作説 明会が無かったため、保全実態調査での入 力間違いが多い例をご紹介します。

詳しくは、右記のとおり、BIMMS-Nから<u>「入力マニュアル」</u>をダウンロードしてご確認下さい。

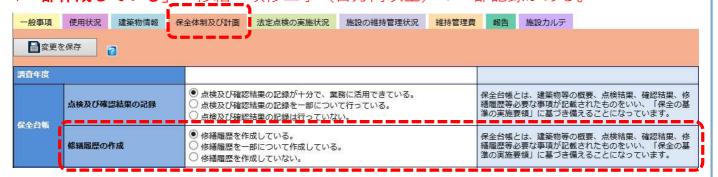


BIMMS-N入力に関して 質問、誤入力等が多い例

●修繕履歴の作成

修繕履歴とは、過去に実施した修繕や改修工事の内容、費用、年月日等を記録したものを言います。(BIMMS-Nの修繕履歴情報管理を利用せず、修繕・改修工事の図面や台帳等を紙媒体又は、データで保管している場合も修繕履歴とみなして結構です。)

「作成している」:中長期保全計画に記載した部位全ての修繕・改修工事(百万円以上)の記録がある、少なくとも過去5年以内に実施・完成したすべての修繕・改修工事(百万円以上)の記録がある。(修繕・改修のない年度は「修繕なし」と記録)「一部作成している」<u>:修繕・</u>改修工事(百万円以上)の一部記録がある。



●建築物の敷地及び構造の点検

事務庁舎は、階数が2以上又は延べ床面積200㎡を超える建築物が対象です。特殊建築物(宿舎、体育館、倉庫、車庫等)は、延べ床面積100㎡を超える建築物が対象です。

「している」:前年までの3年間に法定点検を実施している場合。

なお、新築建築物は、 竣工後6年以内に点検 を行えば良いため、 新築後5年以内は点検 未実施でも「している」 を選択して下さい。



<不明な点はお問い合わせください>

・些細な質問でも担当の営繕事務所等にお気軽にお声がけ下さい。

4. 庁舎内の「手がよく触れるところ」の消毒について

○接触感染の防止について

物品・機器等(例:電話・パソコン等)については複数人での共用をできる限り回避し、複数の方が触れることがある物品等はこまめに消毒を実施して下さい。

○消毒液について

消毒液は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムである家庭用塩素系漂白剤を0.05%の濃度に薄めて作成して下さい。(使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認して下さい。)

家庭用塩素系漂白剤の消毒は、新型コロナウイルスだけではなく、インフルエンザやノロウイルスにも有効です。

○消毒方法について

消毒液を十分に含ませてしぼった布等で、 消毒する場所を拭き取ります。その後、水拭 きをします。消毒液を吸い込んだり、直接手 指についたりすることを防ぐため、マスクや 手袋を着用して下さい。

○消毒作業後について

消毒作業完了後は、手をよく 洗って下さい。手荒れがあるとウイルスが残 りやすいと言われていますので、ハンドク リーム等で手荒れを防ぐことも重要です。



消毒箇所(例)

室 名	消毒する場所
執務室等	ドアノブ スイッチ(照明,エアコン,換気扇等)
176175 ± 17	窓の取っ手 共用打合せスペースのテーブル,椅子の背もたれ
 	水道の蛇口 洗 面 台
1 12	水洗ト イレの流水レバー 便座のフタ
玄関,職員出入り口等	建物の出入り口のドアノブハンドル セキュリティー対応のオートロックボタン
エレベーター	呼び出しボタン,停止階ボタン エレベーター内の手すり

【参考文献等】

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(人事院) 新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(厚生労働省)

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全担当 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357 ご要望等がありましたら、担当の営繕事務所等にご連絡下さい。



官庁施設の保全情報

支障がない状態の確認用 チェックリスト、保全 ニュースなどの保全情報

048-600-1357 (Fax) 048-600-1397 営繕部保全指導・監督室 http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/ (電話) 東京第一営繕事務所 http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/ (電話) 03-3363-2694 (Fax) 03-3367-8796 03-3531-6550 (Fax) 03-3531-6995 東京第二営繕事務所 http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/ (電話) 甲武営繕事務所 http://www.ktr.mlit.go.jp/koubuez/ (電話) 042-529-0011 (Fax) 042-529-0014 宇都宮営繕事務所 http://www.ktr.mlit.go.jp/utsunomiyaez/ (電話) 028-634-4271 (Fax) 028-632-6229 横浜営繕事務所 http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/ (電話) 045-681-8104 (Fax) 045-224-8974 長野営繕事務所 http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/ (電話) 026-235-3481 (Fax) 026-235-8713

国家機関の建築物等で保全に関する重大な事故・故障が発生しましたら下記までご報告願います。 営繕部調整課 Eメール: ktr-eizen-jiko01★gxb.mlit.go.jp (電話) 048-600-1355 (Fax) 048-600-1396 ※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えて下さい。

ご連絡いただいている保全担当者様に変更がございましたら、担当の営繕事務所等までお知らせ下さい。